

第 7 そ の 他

- 1 県税徴収対策室業務実施要綱
- 2 軽油特別調査班設置要綱
- 3 家屋評価班設置要綱
- 4 税務事務合理化研究会設置要綱
附表 年度別税務事務合理化に関する提案件数調
- 5 税務事務電算処理概要
- 6 平成28年度都道府県税決算見込額調
- 7 税目別決算見込額調（全国計・平成25年度～平成28年度）
- 8 平成29年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
- 9 県税の税率等の推移
- 10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移
- 11 県税事務所管轄区域の状況
- 12 県税事務所管轄区域図

1 県税徴収対策室業務実施要綱

平成21年3月25日付け20税第345号通知

平成29年3月28日28税第402号、28税徴第36号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、県税徴収対策室（以下「対策室」という。）の行う業務について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 機能分担制

別途、事務運営通達による県税事務所の徴収業務に係る新体制をいう。

(2) 併任職員

対策室に勤務する職員のうち、市町村職員と協働して個人県民税の滞納整理を行うため、市町村長から当該市町村の徴税吏員として任用される者をいう。

(業務)

第3 対策室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 県税収入確保及び未収金の縮減を図るための徴収対策の企画及び総合調整に関すること。

(2) 県税事務所における未収金の処理促進のために必要な徴収対策に係る指導に関すること。

(3) 県税電話催告センターに関すること。

(4) 県税事務所の機能分担制における整理班担当業務に関すること。

(5) 市町村の行う個人県民税の未収金の処理促進に係る次に掲げる業務

ア 併任職員として行う市町村税の徴収業務に関すること。

イ 市町村に対して行う市町村税の未収金の処理促進のための技術的援助及び助言に関すること。

ウ 地方税法第48条に基づく個人県民税に係る徴収及び滞納処分の特例に関すること。

エ 「個人住民税徴収対策について」（平成6年8月29日付け6税第221号総務部長通知）に関すること。

(6) 税外未収金の縮減対策に関すること。

(分室)

第4 別表左欄の分室は、中欄の県税事務所に置き、右欄を担当区域とする。

(実施要領)

第5 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第6 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(別表)

左 欄	中 欄	右 欄
佐久分室	東信県税事務所	東信県税事務所 東信県税事務所上田事務所 管内
上伊那分室	南信県税事務所	南信県税事務所 南信県税事務所飯田事務所 中信県税事務所木曾事務所 管内
松本分室	中信県税事務所	南信県税事務所諏訪事務所 中信県税事務所 中信県税事務所大町事務所 管内
長野分室	総合県税事務所	総合県税事務所 総合県税事務所北信事務所 管内

県税徴収対策室業務実施要領

平成21年3月25日付け20税第345号通知

平成29年3月28日28税第403号、28税徴第37号一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、県税徴収対策室業務実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 徴収対策会議

要綱第3の業務を円滑に推進するため、要綱別表右欄の事務所単位又は要綱別表左欄の分室単位に開催する会議をいう。

(2) 併任徴収

要綱第2(2)の併任職員が、当該任用された市町村に係る個人県民税及び市町村税の滞納整理業務を行うことをいう。

(徴収対策会議)

第3 県税徴収対策室分室長（以下「分室長」という。）は、県税事務所次長と連携して、次により徴収対策会議を開催するものとする。

(1) 会議内容

ア 県税事務所の機能分担制における整理班担当案件の決定

イ 滞納整理計画等の検証

ウ 県税事務所と県税徴収対策室の連携・人的支援の調整

エ 個人県民税対策等の連携・調整

オ その他徴収対策に関し必要な事項

(2) 開催時期

徴収対策会議は、年度当初及び6月、10月、2月に開催するものとする。

なお、上記のほか分室長と県税事務所次長との協議により、必要に応じて開催するものとする。

(3) 構成員等

ア 県税事務所次長

イ 県税事務所各機能別班長

ウ 県税徴収対策室員

エ その他必要に応じて徴収担当者を出席させることができるものとする。

(徴収対策指導)

第4 要綱第3(2)の業務は、徴税吏員の実践力、資質向上を図るため、日常業務を通じた滞納処分のような手法や実践方法の技術的指導、助言及び徴収技術の研修等をいうものとする。

(整理班担当業務)

- 第5 分室長は、要綱第3(4)の滞納整理案件について、案件ごとの整理方針を決定するものとする。
- 2 分室長は、前記整理方針に基づき数値目標、処理期限の設定等の行動計画を立案し、県税事務所次長に協議し、その結果を県税徴収対策室長に報告するものとする。
- 3 分室長は、前記行動計画の進捗状況を把握するとともに、その処理状況を4半期ごとに県税事務所次長及び県税徴収対策室長に報告するものとする。

(併任徴収業務)

- 第6 併任徴収は、別に定める「個人県民税併任徴収業務実施規程」により、実施するものとする。
- 2 分室長は、併任徴収に係る数値目標、処理期限の設定等の行動計画を定めるとともに、その処理状況を4半期ごとに県税徴収対策室長に報告するものとする。

(実施期日)

- 第7 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

個人県民税併任徴収業務実施規程

平成21年3月25日付け20税第345号通知

(趣旨)

第1 この規程は、県税徴収対策室業務実施要領第6の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(併任徴収の依頼)

第2 市町村長は、併任徴収の実施を希望するときは、依頼書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(協定の締結)

第3 知事は、市町村長から第2の規定による依頼書の提出があり、併任徴収を必要と認めるときは、当該市町村長と「県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」(以下「併任協定」という。)を締結するものとする。

(併任期間)

第4 併任職員の併任期間は、原則として1年以内とし、年度を越えないものとする。

(併任職員が行う滞納整理業務)

第5 併任職員が行う滞納整理業務は、原則として1軒当たりの個人住民税の滞納額が50万円以上のもの及び市町村税の大口、対応困難なものとする。

(徴収金の充当)

第6 併任職員が行う滞納整理によって得た徴収金は、原則として、まず個人住民税に充当し、その後、その他の市町村税に充当するものとする。

(報告)

第7 併任協定の締結市町村の長は、併任職員が滞納整理に従事した場合は、併任職員滞納整理実績報告書(様式第2号)を毎年5月末日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、報告を求めることができる。

(実施期日)

第8 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱

平成6年3月24日付け5税第374号通達

平成9年4月1日付け9税第11号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成16年(2004年)10月29日付け16税第262号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成24年(2012年)4月2日付け24税第5号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第2号一部改正

平成27年(2015年)4月1日付け27税第1号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、軽油引取税の不正混和軽油等に係る調査を広域的かつ専門的に行うため、軽油特別調査班(以下「特別調査班」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 特別調査班は、総務部税務課内に置く。

2 特別調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員(軽油引取税担当)、軽油特別調査員及び軽油調査員をもって編成する。

3 総務部税務課を本務とする軽油特別調査員及び軽油調査員(以下「軽油特別調査員等」という。)は、別表1の左欄の県税事務所に駐在し、担当する班の名称及び区域を別表1の中欄及び右欄のとおりとする。

4 別表2の左欄の県税事務所を本務とする軽油特別調査員等は、担当する班の名称及び区域を別表2の中欄及び右欄のとおりとする。

5 軽油特別調査員等は、国税犯則取締法を準用するなどの特別の事情があるときは、上記の規定にかかわらず他区域の業務を行うものとする。

(統括班長等)

第3 特別調査班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 特別調査班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、特別調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

4 別表1の左欄の駐在場所に担当班長を置き、軽油特別調査員の職にある職員をもって充て、担当班長は担当班の軽油特別調査員等を統括する。

(業務)

第4 特別調査班は、軽油引取税の不正混和軽油等による脱税を防止し、課税の適正、公平を図るための業務を行うものとする。

(軽油特別調査班会議)

第5 統括班長は、必要に応じて軽油特別調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

別表1

駐在場所	名 称	担 当 区 域
東信県税事務所	東北信担当班	東信及び総合県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中南信担当班	南信及び中信県税事務所の管轄区域

別表2

本務場所	名 称	担 当 区 域
東信県税事務所	東北信担当班	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	中南信担当班	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中南信担当班	中信県税事務所の管轄区域
総合県税事務所	東北信担当班	総合県税事務所の管轄区域

軽油特別調査班設置要綱実施要領

平成9年4月1日付け9税第12号通知

平成10年4月1日付け10税第8号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第3号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

(趣旨)

第1 この実施要領は、軽油特別調査班設置要綱(以下「要綱」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2 要綱第4に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地方税法第144条の54の規定により国税犯則取締法の規定を準用するもの
 - (2) 他都道府県との連携を要するなど、広域的又は大規模な調査を行う必要があるもの
 - (3) 消費者の流通経路調査、抜取調査(路上抜取調査を除く。)、当該調査により発見された不正混和軽油等に係る調査及び申告指導
 - (4) 特別徴収義務者、石油製品販売業者に係る調査及び申告指導のうち、採取試料の検査結果に不正の疑いがあるものに対する調査及び申告指導
 - (5) 免税軽油の不正使用又は不正受給に係る調査及び申告指導のうち、採取試料の検査結果に不正の疑いがあるものに対する調査及び申告指導
 - (6) その他、軽油引取税に係る調査及び申告指導のうち、特別調査班が行うことが適当と統括班長(要綱第3第1項に規定する「統括班長」をいう。以下同じ。)が認めるもの
- 2 前項(1)又は(2)の調査等の実施に当たっては、統括班長の指揮監督下において実施するものとし、(3)から(6)までの調査等の実施に当たっては、原則として課税権を有する県税事務所長の指揮監督下において実施するものとする。

(協力体制)

第3 特別調査班は県税事務所が行う抜取調査及び帳簿調査等に協力する。

2 県税事務所長は、第2第1項に規定する業務に係る事案を捕捉した場合は、統括班長に報告し、調査を依頼するものとする。

3 統括班長は、第2第1項(1)又は(2)の業務を行っている期間は、第2第1項(3)から(6)の業務を課税権を有する県税事務所長に依頼できるものとする。

(軽油特別調査班会議)

第4 要綱第5に定める軽油特別調査班会議(以下「会議」という。)は、要綱第2第2項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、次に掲げる場合に会議を招集する。

(1) 担当班長（要綱第3第4項に規定する「担当区域の班長」をいう。以下同じ。）から検討すべき案件が報告された場合

(2) その他、会議を招集する必要があると認める場合

3 統括班長は、必要に応じて総務部税務課職員、県税事務所職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（調査状況報告）

第5 担当班長は、統括班長及び課税権を有する県税事務所長に対し、毎月10日までに前月分の調査状況を調査報告書（別紙様式1）により報告するほか、調査及び申告指導の実施に当たっての問題点等について、統括班長に対して随時報告（任意様式）を行うものとする。

（実施期日）

第6 この要領は、平成9年4月1日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱の制定に伴う取扱いについて（平成6年3月28日付け総務部長通知）は廃止する。

3 家屋評価班設置要綱

平成 15 年（2003 年）3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年）4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年）4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年（2006 年）11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 21 年（2009 年）4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年（2011 年）4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年）9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年）3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正

（趣 旨）

第 1 この要綱は、不動産取得税に係る課税事務のうち、大規模家屋等の家屋評価事務を専門的に行うとともに、評価技術の向上を図るため、家屋評価班を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第 2 家屋評価班は、総務部税務課内に置く。

2 家屋評価班は、課長補佐、課税係長、課税係員（不動産取得税担当）、家屋評価専門員及び家屋評価員（以下「家屋評価専門員等」という。）をもって編成する。

3 別表左欄の県税事務所（以下「駐在場所」という。）に駐在する家屋評価専門員等は、別表右欄の区域を担当する。

（統括班長等）

第 3 家屋評価班に統括班長を 1 名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 家屋評価班に副統括班長を 1 名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、家屋評価班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

4 駐在場所に担当班長を置き、総務部税務課を本務とする職員をもって充てる。

5 担当班長は、駐在場所の家屋評価専門員等を統括する。

（業 務）

第 4 家屋評価班は、次の事務を行うものとする。

(1) 大規模家屋（延床面積が概ね 1, 5 0 0 m²以上）の評価事務に関すること。

(2) 大型チェーン店の評価事務に関すること。

(3) その他評価が困難な家屋の評価事務に関すること。

(4) 家屋評価に係る審査請求の検証に関すること。

(5) 家屋評価研修に関すること。

(6) 家屋評価計算システムの保守等に関すること。

(7) 家屋評価技術の向上に関すること。

(8) 県税事務所が行う不動産取得税の課税事務に係る必要な支援に関すること。

（家屋評価班会議）

第 5 統括班長は、必要に応じて家屋評価班会議を招集することができる。

（実施要領）

第 6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）

第 7 この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表 2

駐在場所	担当地区
東信県税事務所	東信県税事務所・同上田事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所・同飯田事務所・中信県税事務所木曾事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所・同大町事務所・南信県税事務所諏訪事務所の管轄区域
総合県税事務所	総合県税事務所・同北信事務所の管轄区域

家屋評価班家屋評価事務実施要領

平成 15 年 (2003 年)	3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年 (2005 年)	4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年 (2006 年)	4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年 (2006 年)	11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 20 年 (2008 年)	4 月 1 日付け 20 税第 6 号一部改正
平成 21 年 (2009 年)	4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年 (2011 年)	4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年 (2014 年)	9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年 (2017 年)	3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、家屋評価班設置要綱（以下「要綱」という。）のうち、家屋評価事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

(担当範囲)

第 2 家屋評価専門員及び家屋評価員（以下「家屋評価専門員等」という。）は、要綱第 2 第 3 項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の家屋評価事務を行うことができる。

(大規模家屋等の家屋評価事務事前処理)

第 3 要綱別表左欄の駐在場所の県税事務所長は、要綱第 4 第 1 号から第 3 号の規定に該当すると認められる大規模家屋等（前年 1 2 月末日までに完成した家屋を除く。）について、「大規模家屋等評価予定一覧表」（様式第 1 号）を作成し、課税所の県税事務所長に報告する。

作成した「大規模家屋等評価予定一覧表」に追加又は変更があった場合は、随時、課税所の県税事務所長に報告する。

2 担当班長は、前項により作成された「大規模家屋等評価予定一覧表」に「評価予定時期」など必要事項を記載し統括班長に報告する。

(大規模家屋等の家屋評価)

第 4 家屋評価専門員等は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、評価対象家屋の現地調査及び評点数の算出を行う。

2 評点数の算出は、課税所の県税事務所長の意見を聞いて行う。

3 担当班長は、評点数の算出が終了したものについて、部分別評点算出表、図面等を課税所の県税事務所長に送付する。

4 担当班長は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、大規模家屋等の評価の進捗管理を行う。

(県税事務所への支援)

第 5 家屋評価班は、県税事務所職員の評価技術の向上を図るために必要な支援を行う。

2 家屋評価班は、県税事務所が行う不動産取得税の課税事務に係る必要な支援を行う。

(家屋評価班会議)

第 6 要綱第 5 に定める家屋評価班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて、総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

(評価状況報告)

第 7 担当班長は、月分の評価状況を取りまとめ、翌月 5 日までに「大規模家屋等評価状況報告書」（様式第 2 号）により統括班長に報告する。

(実施期日)

第 8 この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

4 税務事務合理化研究会設置要綱

昭和41年12月26日付	41 税第181号通知	
平成3年2月25日付	2 税第332号通知	全部改正
平成5年4月19日付	5 税第57号通知	一部改正
平成10年4月6日付	10 税第30号通知	一部改正
平成15年3月5日付	14 税第400号通知	一部改正
平成17年5月31日付	17 税第88号通知	一部改正
平成18年7月27日付	18 税第132号通知	一部改正
平成19年3月6日付	18 税第324号通知	一部改正
平成19年7月10日付	19 税第130号通知	一部改正
平成21年8月20日付	21 税第158号通知	一部改正
平成24年2月7日付	23 税第368号通知	一部改正
平成29年7月26日付	29 税第195号通知	一部改正

第1 目的及び設置

税務事務の合理化に関する研究を行い、税務行政の効率的な運営を図るため、税務事務合理化研究会（以下「研究会」という。）を置く。

第2 研究事項

研究会は、次の事項を研究する。

- (1) 税務事務の総合調整に関する事項
- (2) 賦課、徴収、収入管理その他の事務の合理化に関する事項
- (3) 税務事務の総合電算、OA化に関する事項

第3 組織

- 1 研究会は、会長、副会長、委員及び研究員をもって組織する。
- 2 会長は、税務課長、副会長は税務課課長補佐の職にある者をもってあてる。
- 3 委員は、税務課の係長以上の職にある者（上記2に掲げる者を除く。）、県税徴収対策室の主任徴収専門員（分室を除く。）以上の職にある者並びに県税事務所次長の職にある者をもってあてる。
- 4 研究員は、税務課及び県税事務所に在籍する者で上記2、3以外の者とする。

第4 職務

- 1 会長は研究会を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 3 委員は、委員会を組織し、会務の執行を図る。
- 4 研究員は、研究事項の具体的なとりまとめとその他必要な事項を処理する。

第5 専門部会

- 1 研究会は、次の部門ごとに専門研究を行うため、専門部会を設ける。
 - (1) 収入管理部門
 - (2) 徴収部門
 - (3) 課税部門
 - (4) 自動車税部門
- 2 専門部会は、委員及び研究員のうちから会長が指名した者をもって組織する。

第6 会議の開催

委員会及び専門部会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第7 補則

研究会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

税務事務合理化研究会実施要領

昭和 41 年 12 月 26 日付 41 税第 181 号通知

平成 5 年 4 月 19 日付 5 税第 57 号通知 全部改正

平成 10 年 4 月 6 日付 10 税第 30 号通知 一部改正

平成 12 年 5 月 25 日付 12 税第 125 号通知 一部改正

平成 15 年 3 月 5 日付 14 税第 400 号通知 一部改正

平成 18 年 7 月 27 日付 18 税第 132 号通知 一部改正

平成 19 年 3 月 6 日付 18 税第 324 号通知 一部改正

1 趣旨

この要領は、税務事務合理化研究会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事務

委任、専決制度、調査事務の改善、事務手順の簡素化と定型化、OA化の推進、内部けん制制度の強化、報告制度、帳票及び窓口の改善等とする。

3 提案の方法

職員又はそのグループが研究会に対し、税務事務の合理化に関する提案（以下「改善案」という。）を提出しようとするときは、提案書（様式第 1 号）を作成し、提出する。

4 改善案の調査

(1) 研究会長は、提出された改善案のうち、下記に該当するものについては研究会での検討から除外し、提案を返却する。

ア 既に改善済であるもの又は改善されることが決定しているもの

イ 内容の著しく軽易なもの

ウ 過去に検討した結果「実行が困難である」と判断され、その改善案をめぐる諸般の状況が判断当時と変化していないもの

(2) 研究会長は、(1)以外の改善案で、内容が軽易で専門部会における検討に値しないと判断できるものについては、専門部会に付さず、県税務課の当該改善案に係る事務を分掌する係において研究させるものとする。

5 改善案の研究

(1) 研究会長は、改善案を研究するため、部門別に専門部会を開催する。

(2) 専門部会では、改善案に対する研究を進め、実行可能性等を検討し、意見を取りまとめの上、提案に対する意見書（様式第 1 号付表）を作表する。

6 改善案の採用決定

(1) 研究会長は、改善案の採用について検討するため、委員会を開催する。

(2) 委員は、専門部会の報告を参考に、改善案の採否について決定する。

7 改善案の実施

採用となった改善案のうち、実行可能とされたものについては、県税務課において実施時期等検討の上、規則、要領等条件整備を行い早期実施に努める。

8 改善案の表彰

研究会長は、改善案のうち次のものについて表彰する。

なお、表彰は別に定めるほう賞とする。

(1) 改善の効果が顕著と認められる提案

(2) 着想にみるべきものがあり、努力、工夫のあとが認められる提案

附表

年度別税務事務合理化に関する提案件数調

区分 年度	収入管理部門		課税(直税)部門		自動車税門		徴収部門		間税部門		電算部門		合計	
	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数	提案件数	採用件数
元	31	15	29	16	8	3			5	1			68	34
2	16	8	11	2	6	2			12	3	45	22	78	34
3	16	7	19	8	23	12			10	2	35	19	93	46
4	23	11	19	13	13	2			13	4	75	49	130	75
5	12	4	22	13	20	9			15	4	39	28	93	54
6	12	10	12	9	16	8			3	1	18	7	58	34
7	10	4	19	11	7	5			5	2	14	7	50	27
8	15	9	11	8	11	8			11	3	24	12	61	37
9	10	6	17	10	10	7			7	3	10	4	47	27
10	44	19	43	15	25	11			7	3			112	45
11	16	9	23	11	13	9			2	2			52	29
12	28	18	17	11	24	12			16	8			69	41
13	26	12	20	12	19	14			16	10			65	38
14	26	9	19	12	17	10			15	4			62	31
15	18	12	3	2	10	5			4	2			31	19
16	10	5	4	0	3	1			4	3			21	6
17	3	2	3	2	3	2			1	1	1	0	11	7
18	1	1	4	2	1	0			1	1	1	1	8	5
19	6	1	5	3	0	0			2	1			13	5
20	10	2	18	6	9	2			6	1			43	11
21	9	1	8	2	5	2							22	5
22	8	1	15	7	15	5							38	13
23	20	4	6	3	13	4							39	11
24	16	7	8	3	7	2	5	0					36	12
25	7	2	10	5	6	3	4	3					27	13
26	9	4	4	3	2	2	4	0					19	9
27	11	4	14	6	5	0	1	0					31	10
28	6	3	7	2	4	0	0	0					17	5

※ 平成21年度から「直税部門」「間税部門」を「課税部門」に統合

※ 平成24年度から「管理・徴収部門」を「収入管理部門」「徴収部門」に分割

※ 件数には、専門部会に付さず、事務を分掌する係において研究した提案を含む

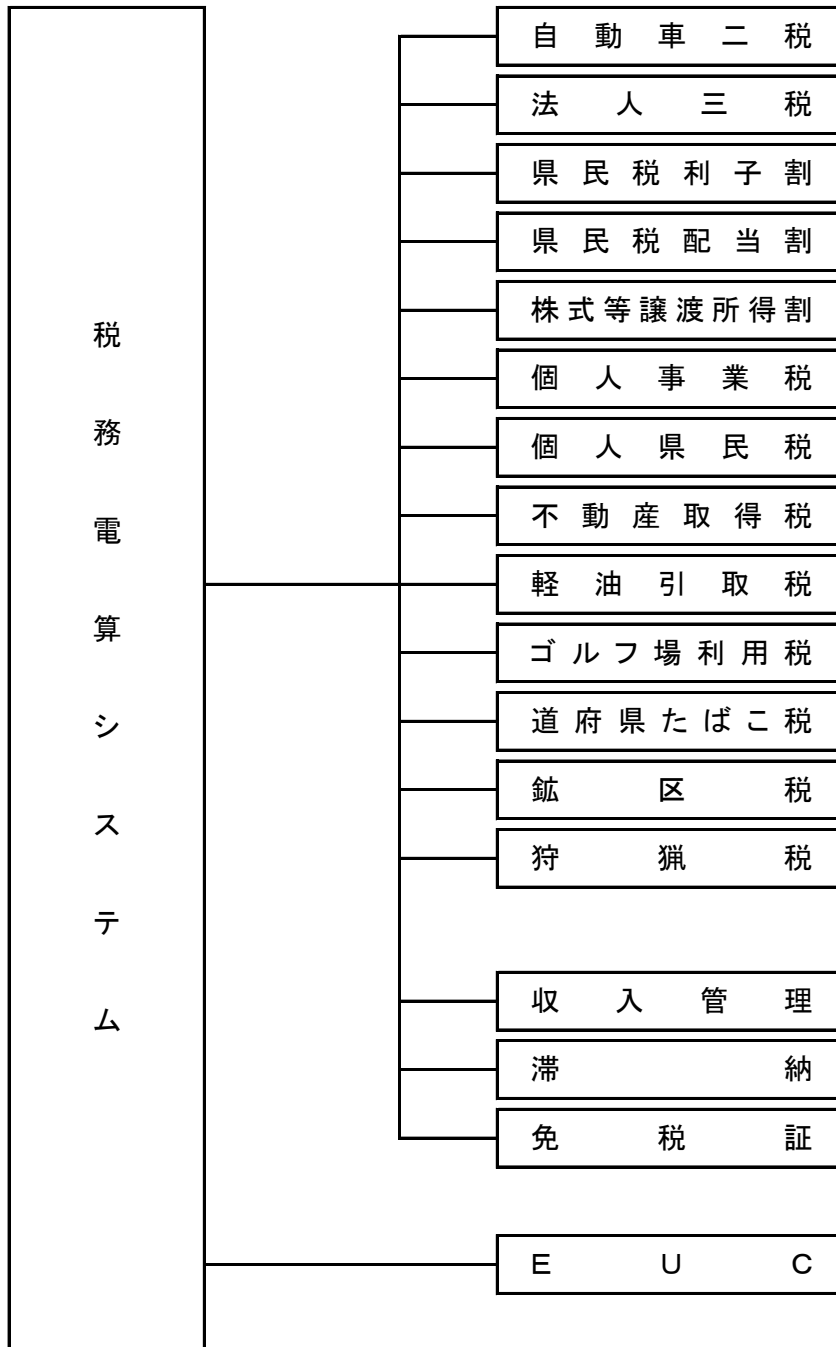
5 税務事務電算処理概要

(1) 税務事務電算化の経緯

年 月	概 要
昭和45年 4月	自動車税 電算事務処理開始
昭和56年 4月	法人県民税・法人事業税 電算事務処理開始
昭和57年 4月	料理飲食等消費税 電算事務処理開始
昭和60年 4月	税務事務電算化プロジェクトチーム設置
昭和61年 4月	税務事務総合オンラインシステム開発担当専任職員配置
昭和62年 2月	自動車税オンラインシステム 運用開始
昭和62年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発着手
平成 2年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発分運用開始 税務事務総合オンラインシステム 第2次開発着手
平成 4年 4月	税務事務総合オンラインシステム 第2次開発分運用開始
平成13年 4月	税務電算システム整備着手 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合)
平成15年 4月	税務電算システム運用開始 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合による)
平成15年11月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成16年10月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成18年1月	地方税電子申告審査システム運用開始 (法人二税)
平成18年10月	諏訪ナンバー追加に伴う自動車税システム改修終了、運用開始
平成20年 4月	自動車税コンビニ収納運用開始
平成20年 9月	長野県森林づくり県民税導入に伴う運用開始
平成20年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成21年 4月	身体障害者等に対する減免制度の改正に伴う自動車二税運用開始
平成21年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成21年12月	滞納整理システム運用開始 (個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税)
平成23年 1月	国税連携システム運用開始 (個人事業税)
平成24年 7月	ホストコンピュータアウトソーシングによる運用開始

平成25年 4月	税務基幹連携システム運用開始（法人二税・個人事業税）
平成26年 7月	税務電算システム再構築着手
平成27年12月	自動車税納税確認システム（JNKS）へのデータ連携開始
平成28年 8月	地方税電子申告審査システム ASPサービスによる運用開始
平成29年 7月	ホストマシンを廃止。滞納整理システムを統合した新税務電算システム運用開始

(2) 電算処理システム体系



(3)電算処理内容

税目名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
法人二税	法人情報登録 税理士登録 申告データ入力 調査資料入力 調定取消入力 法人検索照会 法人情報照会 課税情報照会 調定情報照会 税理士照会	調定確定処理 不申告法人・未処理法人リスト作成 課税標準額等の調査書作成 電子申告データ取込み処理 国税データマッチング処理 申告書プレプリント 各種統計資料作成 更正決定是認処理 法人名簿作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成 調定見込み資料作成
個人事業税	個人情報入力 課税情報入力 個人検索照会 個人情報照会 課税状況照会 課税履歴照会	調定確定処理 国税連携データ登録 課税台帳作成 各種データ（新規・未処理等）抽出処理 定期調定分納税通知書、後期分納付書作成 一括口座振替データ作成 個人名簿作成 調定見込み資料作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成
不動産取得税	課税データの登録 課税データの変更入力 譲渡者情報の変更入力 取得物件情報の変更入力 訂正・減額入力 名寄せ照会 課税状況照会 取得者情報、譲渡者情報、取得物件情報照会	収集資料のチェック登録処理 価格決定処理 各種統計資料作成 調定処理 保留データ一覧表作成 総務省報告資料作成 見込み資料作成 名寄せ検索合算リスト作成
特別地方消費税	更正決定入力 カナ検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	調定確定処理 統計資料作成 更正決定処理 交付金算定処理
ゴルフ場利用税	特徴者情報登録 等級決定情報入力 申告データ入力 申告是認、更正決定入力 ゴルフ場検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	各種統計資料作成 更正決定処理 調定確定処理 報償金算定処理 交付金算定処理 申告書等プレプリント 総務省報告資料作成

税目名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
軽油引取税	事業者・事業所データ登録 申告・更正・決定・是認入力 調定取消入力 免軽使用者証・免税証交付等登録 事業者・事業所の照会 課税状況照会 免軽使用者証・免税証交付状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 名簿作成 総務省報告資料作成 申告書等プレプリント 調定見込み資料作成 報償金算定処理 J-LIS報告用データ作成
個人県民税	課税情報登録 調定情報登録 不納欠損情報登録 徴収取扱費交付情報登録 市町村別課税状況照会	当初分調定確定処理 確定分調定確定処理 調定額変更分確定処理 各種統計資料作成 徴収取扱費確定処理 滞納繰越額確定処理
県民税利子割 〔 県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割 〕	特徴者情報登録 申告・更正・決定入力 調定取消入力 納期限変更入力 特徴者情報検索・照会 課税処分検索・照会	申告書プレプリント 調定確定処理 更正決定処理 特別徴収義務者営業所リスト作成 総務省報告資料作成 交付金算定処理
県たばこ税	課税情報登録 課税履歴照会	事業者情報登録処理 調定確定処理
鉱区税	鉱業権情報登録 増減額・減免情報登録 返戻処理情報登録 課税状況照会	鉱業権者一覧表作成 調定確定処理 交付税資料作成 鉱区面積一覧表作成
狩猟税	課税情報登録	課税状況報告書集計表作成 交付税資料作成
自動車取得税	申告データ情報の登録 修正申告情報の登録 更正決定情報の登録 課税履歴照会	分配データ突合処理 期限後申告・不申告者一覧作成 各種統計資料作成
自動車税	課税登録状況照会・修正 納税者名寄せ 分配データ情報照会・修正 申告データ情報登録・修正 各種減額情報登録・修正 除外保留情報登録・修正 納税者情報登録・修正 課税あて名情報登録・修正 随時調定情報登録・修正 納税通知書返戻登録	定期課税処理 納税通知書作成 各種統計資料作成 分配データ突合処理 納税者名寄せ処理 各種減免処理 総務省報告資料作成 随時調定処理 納税通知書返戻処理 外部連携データ作成処理

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
自 動 車 税	催告前納付登録 納税義務者変更 送付先情報登録 納期限等変更 身体障害者等に対する減免照会・登録・修正	徴収対策関連資料作成 車検切れ車両調査票作成 課税予定データ確認資料作成 除外保留変更登録
収 入 管 理	消込み不能データ修正入力 消込み状況修正入力 還付充当変更入力 納税者情報登録 滞納処分等登録・修正 納税義務消滅登録・修正 消込みデータ登録 電算外税目収入額等の登録 電算外税目還付データ入力 自動車税継続検査用納税証明書発行 自動車税継続検査用納税証明書情報登録 自動車税継続検査用納税証明書ストップ登録 自動車税還付通知再交付支払方法変更入力 自動車税還付通知返戻入力 自動車税督促状・催告状引抜き入力 徴収金内訳書作成 名寄せ、税目・課税番号、収納状況照会 納税証明書発行 滞納処分等状況照会 調定収入状況照会 宛名番号検索自動車税収納状況一覧 登録番号検索自動車税調定情報検索 自動車税還付状況照会	消込み処理 還付(充当) 整理伝票作成 還付(充当) 一覧表作成 督促状作成 月次統計資料等の作成 決算関係資料等の作成 年次各種資料等の作成 自動車税督促状作成 自動車税督促状公示送達資料作成
滞 納	滞納管理 催告 調査結果取込	催告書作成 自動車税催告状作成 未納データ作成

(4) 端末機台数 (H29.7.1現在)

東信県税事務所	19台	中信県税事務所	28台
東信県税事務所 上田事務所	13台	中信県税事務所 大町事務所	7台
南信県税事務所 諏訪事務所	14台	総合県税事務所	30台
南信県税事務所	16台	総合県税事務所 北信事務所	8台
南信県税事務所 飯田事務所	13台	県 税 務 課	※27台
中信県税事務所 木曾事務所	6台		
合 計 181台			

※自動車税松本分室、長野分室の台数を含む。

6 平成28年度都道府県税決算見込額調

1 合 計

(単位：百万円、%)

都道府 県 名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度
北海道	602,492	586,717	102.7	616,561	604,482	102.0	603,841	589,580	102.4	97.9	97.5
青 森	142,553	140,252	101.6	145,276	143,154	101.5	142,909	140,520	101.7	98.4	98.2
岩 手	132,026	127,436	103.6	135,217	130,053	104.0	133,311	127,903	104.2	98.6	98.3
宮 城	313,530	306,730	102.2	318,461	312,420	101.9	313,821	307,048	102.2	98.5	98.3
秋 田	90,293	90,265	100.0	92,541	92,105	100.5	90,932	90,354	100.6	98.3	98.1
山 形	109,000	107,650	101.3	110,936	109,760	101.1	109,363	107,957	101.3	98.6	98.4
福 島	238,128	235,434	101.1	242,762	240,494	100.9	238,434	235,830	101.1	98.2	98.1
茨 城	366,304	365,517	100.2	375,156	374,808	100.1	368,017	366,087	100.5	98.1	97.7
栃 木	242,500	243,000	99.8	248,314	250,472	99.1	243,127	244,349	99.5	97.9	97.6
群 馬	250,000	243,500	102.7	256,257	250,430	102.3	251,546	245,131	102.6	98.2	97.9
埼 玉	760,400	747,100	101.8	790,571	777,417	101.7	770,022	753,413	102.2	97.4	96.9
千 葉	932,717	956,087	97.6	962,838	979,574	98.3	940,881	954,054	98.6	97.7	97.4
東 京	3,909,815	3,959,339	98.7	3,955,789	3,916,438	101.0	3,904,590	3,856,865	101.2	98.7	98.5
神奈川	1,227,228	1,245,635	98.5	1,258,016	1,271,690	98.9	1,237,165	1,246,707	99.2	98.3	98.0
新 潟	270,006	271,531	99.4	273,582	275,417	99.3	270,537	272,139	99.4	98.9	98.8
富 山	138,760	138,486	100.2	142,559	142,589	100.0	139,763	139,780	100.0	98.0	98.0
石 川	147,515	142,374	103.6	153,033	149,253	102.5	149,882	145,669	102.9	97.9	97.6
福 井	108,968	108,735	100.2	111,302	112,575	98.9	109,520	110,502	99.1	98.4	98.2
山 梨	95,021	96,913	98.0	97,281	99,773	97.5	95,410	97,700	97.7	98.1	97.9
長 野	230,132	226,275	101.7	233,580	230,918	101.2	230,279	227,135	101.4	98.6	98.4
岐 阜	235,600	233,786	100.8	244,489	242,269	100.9	239,213	236,655	101.1	97.8	97.7
静 岡	488,200	484,700	100.7	499,310	498,881	100.1	490,331	488,268	100.4	98.2	97.9
愛 知	1,257,800	1,246,600	100.9	1,284,730	1,271,175	101.1	1,266,346	1,249,676	101.3	98.6	98.3
三 重	241,099	243,599	99.0	246,355	251,783	97.8	242,373	247,406	98.0	98.4	98.3
滋 賀	156,140	154,770	100.9	162,240	160,033	101.4	158,412	155,950	101.6	97.6	97.4
京 都	285,860	284,546	100.5	283,372	290,364	97.6	279,407	286,049	97.7	98.6	98.5
大 阪	1,395,285	1,400,410	99.6	1,439,065	1,453,980	99.0	1,415,882	1,427,579	99.2	98.4	98.2
兵 庫	701,827	714,351	98.2	720,402	730,912	98.6	707,431	716,241	98.8	98.2	98.0
奈 良	114,500	115,650	99.0	118,521	120,063	98.7	115,499	116,508	99.1	97.4	97.0
和歌山	90,750	94,042	96.5	93,167	96,883	96.2	91,326	95,196	95.9	98.0	98.3
鳥 取	52,665	51,406	102.4	53,575	52,337	102.4	52,890	51,566	102.6	98.7	98.5
島 根	67,502	67,110	100.6	68,459	68,004	100.7	67,878	67,372	100.8	99.1	99.1
岡 山	232,545	242,833	95.8	238,987	244,361	97.8	235,041	239,707	98.1	98.3	98.1
広 島	343,618	341,917	100.5	354,369	350,183	101.2	348,072	343,174	101.4	98.2	98.0
山 口	172,393	175,312	98.3	176,689	179,530	98.4	174,194	176,788	98.5	98.6	98.5
徳 島	75,000	75,500	99.3	77,883	78,444	99.3	76,620	77,009	99.5	98.4	98.2
香 川	122,329	119,200	102.6	125,639	124,318	101.1	123,874	122,441	101.2	98.6	98.5
愛 媛	144,300	145,700	99.0	146,902	148,639	98.8	144,969	146,262	99.1	98.7	98.4
高 知	64,984	64,070	101.4	66,096	64,481	102.5	65,156	63,431	102.7	98.6	98.4
福 岡	630,257	621,423	101.4	645,835	638,065	101.2	633,993	624,731	101.5	98.2	97.9
佐 賀	83,893	81,571	102.8	85,771	84,415	101.6	84,702	83,210	101.8	98.8	98.6
長 崎	113,459	113,602	99.9	115,450	116,029	99.5	113,674	113,943	99.8	98.5	98.2
熊 本	149,740	158,638	94.4	154,886	162,404	95.4	151,785	158,958	95.5	98.0	97.9
大 分	123,076	120,450	102.2	125,092	123,028	101.7	123,152	120,497	102.2	98.4	97.9
宮 崎	97,730	94,650	103.3	100,257	97,331	103.0	98,737	95,592	103.3	98.5	98.2
鹿 児 島	146,035	142,949	102.2	149,645	146,731	102.0	147,272	143,746	102.5	98.4	98.0
沖 縄	120,918	113,795	106.3	124,150	117,583	105.6	122,452	115,563	106.0	98.6	98.3
全 国	18,014,893	18,041,556	99.9	18,421,368	18,376,046	100.2	18,114,031	18,022,240	100.5	98.3	98.1

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

2 法人事業税

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度	前年 対比	28年度	27年度
北海道	111,446	89,420	124.6	110,835	91,717	120.8	110,332	91,255	120.9	99.5	99.5
青森	23,726	20,108	118.0	23,749	20,132	118.0	23,728	20,111	118.0	99.9	99.9
岩手	26,761	21,806	122.7	27,272	22,069	123.6	27,244	22,023	123.7	99.9	99.8
宮城	75,013	63,542	118.1	75,140	63,731	117.9	75,058	63,603	118.0	99.9	99.8
秋田	17,377	15,113	115.0	17,572	15,174	115.8	17,539	15,132	115.9	99.8	99.7
山形	20,230	17,356	116.6	20,337	17,453	116.5	20,309	17,417	116.6	99.9	99.8
福島	59,675	54,223	110.1	59,927	54,422	110.1	59,726	54,256	110.1	99.7	99.7
茨城	75,704	67,135	112.8	76,454	67,319	113.6	76,250	67,144	113.6	99.7	99.7
栃木	54,624	51,055	107.0	55,138	51,965	106.1	55,057	51,901	106.1	99.9	99.9
群馬	63,034	52,008	121.2	64,359	52,729	122.1	64,289	52,669	122.1	99.9	99.9
埼玉	132,270	113,342	116.7	134,958	113,949	118.4	134,820	113,702	118.6	99.9	99.8
千葉	129,908	112,443	115.5	132,962	112,837	117.8	132,692	112,537	117.9	99.8	99.7
東京	1,030,453	878,936	117.2	1,051,013	901,256	116.6	1,043,654	892,771	116.9	99.3	99.1
神奈川	239,288	215,480	111.0	243,836	213,072	114.4	244,106	213,021	114.6	99.9	99.9
新潟	59,224	53,788	110.1	59,385	53,964	110.0	59,236	53,823	110.1	99.7	99.7
富山	28,307	25,407	111.4	29,067	25,638	113.4	29,037	25,607	113.4	99.9	99.9
石川	33,290	26,768	124.4	35,194	29,109	120.9	35,103	29,026	120.9	99.7	99.7
福井	26,990	23,747	113.7	27,319	24,628	110.9	27,286	24,598	110.9	99.9	99.9
山梨	22,995	24,135	95.3	23,486	24,366	96.4	23,413	24,316	96.3	99.7	99.8
長野	50,858	45,049	112.9	50,988	45,687	111.6	50,877	45,546	111.7	99.8	99.7
岐阜	48,007	40,475	118.6	49,338	42,430	116.3	49,119	42,222	116.3	99.6	99.5
静岡	118,565	105,963	111.9	120,675	108,100	111.6	120,573	107,991	111.7	99.9	99.9
愛知	338,800	295,900	114.5	340,612	298,476	114.1	340,752	298,747	114.1	100.0	100.1
三重	51,132	41,795	122.3	52,048	44,631	116.6	51,934	44,568	116.5	99.8	99.9
滋賀	38,740	33,011	117.4	40,212	33,945	118.5	40,127	33,867	118.5	99.8	99.8
京都	64,913	58,138	111.7	64,503	59,151	109.0	64,577	59,506	108.5	100.1	100.6
大阪	331,952	280,784	118.2	339,469	293,736	115.6	338,960	293,379	115.5	99.9	99.9
兵庫	130,750	119,722	109.2	134,322	121,425	110.6	134,038	121,113	110.7	99.8	99.7
奈良	16,957	14,263	118.9	17,395	14,704	118.3	17,350	14,636	118.5	99.7	99.5
和歌山	17,084	14,274	119.7	17,303	14,664	118.0	17,296	14,649	118.1	100.0	99.9
鳥取	10,494	8,971	117.0	10,492	9,137	114.8	10,477	9,120	114.9	99.9	99.8
島根	14,875	13,503	110.2	15,143	13,636	111.1	15,112	13,601	111.1	99.8	99.7
岡山	46,827	40,585	115.4	46,641	40,213	116.0	46,588	40,019	116.4	99.9	99.5
広島	77,831	68,979	112.8	81,445	68,209	119.4	81,284	68,025	119.5	99.8	99.7
山口	35,984	29,041	123.9	36,634	29,770	123.1	36,620	29,755	123.1	100.0	100.0
徳島	16,805	15,580	107.9	17,418	16,234	107.3	17,335	16,147	107.4	99.5	99.5
香川	28,717	23,331	123.1	29,307	25,086	116.8	29,258	25,043	116.8	99.8	99.8
愛媛	32,072	27,938	114.8	32,407	28,109	115.3	32,366	28,065	115.3	99.9	99.8
高知	12,803	11,011	116.3	12,958	10,901	118.9	12,949	10,893	118.9	99.9	99.9
福岡	127,057	107,267	118.4	129,374	108,730	119.0	128,876	108,158	119.2	99.6	99.5
佐賀	17,031	14,644	116.3	17,083	15,036	113.6	17,059	15,019	113.6	99.9	99.9
長崎	22,029	18,664	118.0	22,104	18,775	117.7	22,068	18,742	117.7	99.8	99.8
熊本	28,239	25,243	111.9	29,625	26,323	112.5	29,568	26,270	112.6	99.8	99.8
大分	24,314	19,955	121.8	24,466	20,078	121.9	24,357	19,957	122.0	99.6	99.4
宮崎	19,695	16,245	121.2	20,151	16,778	120.1	20,092	16,755	119.9	99.7	99.9
鹿児島	27,993	22,214	126.0	28,880	22,619	127.7	28,846	22,583	127.7	99.9	99.8
沖縄	24,678	19,342	127.6	25,780	20,186	127.7	25,982	20,217	128.5	100.8	100.2
全国	4,005,517	3,457,699	115.8	4,074,777	3,522,299	115.7	4,063,318	3,509,505	115.8	99.7	99.6

7 税目別決算見込額調（全国計・

税目	年度		25				26					
	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合
県民税	6,298,379	104.7	5,943,248	105.6	40.2	94.4	6,495,130	103.1	6,177,422	103.9	39.4	95.1
個人	5,335,156	105.4	4,988,011	106.5	33.8	93.5	5,413,605	101.5	5,102,493	102.3	32.5	94.3
(均等割および所得割)	4,988,279	100.3	4,641,134	101.1	31.4	93.0	5,028,413	100.8	4,717,301	101.6	30.1	93.8
(配当割)	130,083	184.8	130,083	184.8	0.9	100.0	243,137	186.9	243,137	186.9	1.6	100.0
(株式等譲渡所得割)	216,794	1154.9	216,794	1,154.9	1.5	100.0	142,056	65.5	142,056	65.5	0.9	100.0
法人	848,280	100.9	840,294	101.0	5.7	99.1	969,153	114.2	962,557	114.6	6.1	99.3
利子割	114,943	99.9	114,943	99.9	0.8	100.0	112,372	97.8	112,372	97.8	0.7	100.0
事業税	2,885,547	112.4	2,855,220	112.8	19.3	98.9	3,226,568	111.8	3,203,201	112.2	20.4	99.3
個人	189,983	101.2	181,344	102.1	1.2	95.5	193,877	102.0	186,410	102.8	1.2	96.1
法人	2,695,564	113.3	2,673,876	113.6	18.1	99.2	3,032,691	112.5	3,016,791	112.8	19.2	99.5
地方消費税	2,649,639	103.9	2,649,639	103.9	17.9	100.0	3,106,400	117.2	3,106,400	117.2	19.8	100.0
譲渡割	1,907,567	99.9	1,907,567	99.9	12.9	100.0	1,989,660	104.3	1,989,660	104.3	12.7	100.0
貨物割	742,072	115.8	742,072	115.8	5.0	100.0	1,116,740	150.5	1,116,740	150.5	7.1	100.0
不動産取得税	383,977	104.9	356,954	106.4	2.4	93.0	395,862	103.1	371,713	104.1	2.4	93.9
県たばこ税	172,538	59.7	172,537	59.7	1.2	100.0	155,342	90.0	155,341	90.0	1.0	100.0
ゴルフ場利用税	49,614	97.2	49,316	97.3	0.3	99.4	48,054	96.9	47,888	97.1	0.3	99.7
自動車取得税	193,439	91.9	193,426	91.9	1.3	100.0	86,282	44.6	86,274	44.6	0.6	100.0
軽油引取税	959,477	102.2	943,162	102.0	6.4	98.3	951,401	99.2	935,578	99.2	6.0	98.3
自動車税	1,610,093	98.9	1,574,379	99.3	10.7	97.8	1,585,642	98.5	1,556,198	98.8	9.9	98.1
鉦区税	368	93.9	346	94.0	0.0	94.1	349	94.9	332	96.1	0.0	95.2
固定資産税	1,689	73.5	1,689	73.5	0.0	100.0	1,692	100.2	1,692	100.2	0.0	100.0
法定外普通税	24,170	94.4	24,170	94.4	0.2	100.0	31,162	128.9	31,162	128.9	0.2	100.0
狩猟税	1,579	93.7	1,579	93.7	0.0	100.0	1,487	94.2	1,487	94.2	0.0	100.0
法定外目的税	8,507	101.0	8,074	101.3	0.1	94.9	9,166	107.7	8,751	108.4	0.1	95.5
旧法による税	2,969	83.5	113	63.4	0.0	3.8	1,951	65.7	56	49.8	0.0	2.9
計	15,241,984	104.0	14,773,853	104.4	100.0	96.9	16,096,487	105.6	15,683,495	106.2	100.0	97.4

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

平成25年度～28年度)

(単位：百万円、%)

27						28						
調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	
6,385,325	98.3	6,110,536	98.9	33.9	95.7	6,129,596	96.0	5,891,366	96.4	32.5	96.1	県民税
5,440,575	100.5	5,171,686	101.4	28.7	95.1	5,326,741	97.9	5,093,453	98.5	28.1	95.6	個人
5,062,130	100.7	4,793,241	101.6	26.6	94.7	5,122,069	101.2	4,888,781	102.0	27.0	95.4	(均等割および所得割)
189,760	78.0	189,760	78.0	1.1	100.0	128,160	67.5	128,160	67.5	0.7	100.0	(配当割)
188,685	132.8	188,685	132.8	1.0	100.0	76,513	40.6	76,513	40.6	0.4	100.0	(株式等譲渡所得割)
849,371	87.6	843,467	87.6	4.7	99.3	758,404	89.3	753,462	89.3	4.2	99.3	法人
95,379	84.9	95,383	84.9	0.5	100.0	44,451	46.6	44,451	46.6	0.2	100.0	利子割
3,722,741	115.4	3,703,388	115.6	20.5	99.5	4,278,602	114.9	4,261,279	115.1	23.5	99.6	事業税
200,442	103.4	193,883	104.0	1.1	96.7	203,824	101.7	197,961	102.1	1.1	97.1	個人
3,522,299	116.1	3,509,505	116.3	19.5	99.6	4,074,778	115.7	4,063,318	115.8	22.4	99.7	法人
4,974,195	160.1	4,974,195	160.1	27.6	100.0	4,702,828	94.5	4,702,828	94.5	26.0	100.0	地方消費税
3,707,589	186.3	3,707,589	186.3	20.6	100.0	3,606,564	97.3	3,606,564	97.3	19.9	100.0	譲渡割
1,266,606	113.4	1,266,606	113.4	7.0	100.0	1,096,264	86.6	1,096,264	86.6	6.1	100.0	貨物割
396,730	100.2	376,758	101.4	2.1	95.0	415,016	104.6	396,717	105.3	2.2	95.6	不動産取得税
153,023	98.5	153,023	98.5	0.8	100.0	148,903	97.3	148,901	97.3	0.8	100.0	県たばこ税
47,651	99.2	47,538	99.3	0.3	99.8	46,019	96.6	45,940	96.6	0.3	99.8	ゴルフ場利用税
137,309	159.1	137,298	159.1	0.8	100.0	146,076	106.4	146,060	106.4	0.8	100.0	自動車取得税
937,783	98.6	924,528	98.8	5.1	98.6	944,982	100.8	933,158	100.9	5.2	98.7	軽油引取税
1,567,105	98.8	1,542,803	99.1	8.6	98.4	1,555,046	99.2	1,534,927	99.5	8.5	98.7	自動車税
344	98.5	327	98.4	0.0	95.2	347	100.8	331	101.1	0.0	95.5	鉦区税
2,261	133.6	2,261	133.6	0.0	100.0	2,793	123.5	2,793	123.5	0.0	100.0	固定資産税
39,658	127.3	39,658	127.3	0.2	100.0	39,887	100.6	39,887	100.6	0.2	100.0	法定外普通税
935	62.9	935	62.9	0.0	100.0	855	91.4	855	91.4	0.0	100.0	狩猟税
9,339	101.9	8,939	102.1	0.1	95.7	9,307	99.7	8,956	100.2	0.0	96.2	法定外目的税
1,648	84.5	52	92.7	0.0	3.2	1,110	67.4	31	59.4	0.0	2.8	旧法による税
18,376,046	114.2	18,022,240	114.9	100.0	98.1	18,421,368	100.2	18,114,031	100.5	100.0	98.3	計

8 平成29年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳《通常収支分》

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は86兆6,198億円であり、前年度に比し、8,605億円（1.0%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)				
区	分	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I	地方税	390,663	387,022	3,641	0.9	
II	地方譲与税	25,364	24,322	1,042	4.3	
1	地方揮発油譲与税	2,560	2,578	△ 18	△ 0.7	
2	石油ガス譲与税	83	93	△ 10	△ 10.8	
3	自動車重量譲与税	2,560	2,626	△ 66	△ 2.5	
4	航空機燃料譲与税	149	149	0	0.0	
5	特別とん譲与税	125	125	0	0.0	
6	地方法人特別譲与税	19,887	18,751	1,136	6.1	
III	地方特例交付金	1,328	1,233	95	7.7	
IV	地方交付税	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2	
V	国庫支出金	135,386	132,184	3,202	2.4	
1	義務教育職員給与費負担金	15,248	15,271	△ 23	△ 0.2	
2	その他普通補助負担金等	91,194	87,900	3,294	3.7	
	(ア) 生活扶助費等負担金	14,521	14,726	△ 205	△ 1.4	
	(イ) 医療扶助費等負担金	13,966	13,671	295	2.2	
	(ウ) 介護扶助費等負担金	706	700	6	0.9	
	(エ) 児童保護費等負担金	1,240	1,155	85	7.4	
	(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	12,946	12,246	700	5.7	
	(カ) 児童手当等交付金	14,007	14,155	△ 148	△ 1.0	
	(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	3,578	3,583	△ 5	△ 0.1	
	(ク) 子どものための教育・保育給付費負担金	7,879	6,428	1,451	22.6	
	(ケ) その他の補助負担金等	22,351	21,236	1,115	5.3	
3	公共事業費補助負担金	26,373	26,343	30	0.1	
	(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,072	25,922	150	0.6	
	(イ) 災害復旧事業費補助負担金	301	421	△ 120	△ 28.5	
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	283	283	0	0.0	
5	施設等所在市町村調整交付金	72	72	0	0.0	
6	交通安全対策特別交付金	621	642	△ 21	△ 3.3	
7	電源立地地域対策等交付金	1,196	1,258	△ 62	△ 4.9	
8	特定防衛施設周辺整備調整交付金	344	360	△ 16	△ 4.4	
9	石油貯蔵施設立地対策等交付金	55	55	0	0.0	
VI	地方債	91,907	88,607	3,300	3.7	
VII	使用料及び手数料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4	
VIII	雑収入	42,370	41,643	727	1.7	
IX	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	2	△ 2.5	
X	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	364	△ 61.8	
	歳入合計	866,198	857,593	8,605	1.0	

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	平成29年度		平成28年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	390,663	45.1	387,022	45.1
2 地 方 譲 与 税	25,364	2.9	24,322	2.8
3 地 方 特 例 交 付 金	1,328	0.2	1,233	0.1
4 地 方 交 付 税	163,298	18.8	167,003	19.5
5 国 庫 支 出 金	135,386	15.6	132,184	15.4
6 地 方 債	91,907	10.6	88,607	10.3
7 使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	1.9	16,247	1.9
8 雑 収 入	42,370	4.9	41,643	4.9
歳 入 合 計	866,500	100.0	858,261	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆9,669億円、市町村税21兆994億円、合わせて39兆663億円であり、前年度に比し、道府県税は755億円(0.4%)減少、市町村税は4,396億円(2.1%)増加、合わせて3,641億円(0.9%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成28年度当初見込額 (A)	平成29年度				比 較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	平成28年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	58,850	60,970	58,444	△ 1	58,443	△ 407	99.3
ア 個人均等割	612	671	620	-	620	8	101.3
イ 所得割	46,765	50,306	47,894	-	47,894	1,129	102.4
ウ 法人均等割	1,382	1,428	1,409	-	1,409	27	102.0
エ 法人税割	4,698	4,991	4,947	△ 1	4,946	248	105.3
オ 利子割	901	589	589	-	589	△ 312	65.4
カ 配当割	2,595	1,925	1,925	-	1,925	△ 670	74.2
キ 株式等譲渡所得割	1,897	1,060	1,060	-	1,060	△ 837	55.9

税 目	平成28年 度当初見 込額 (A)	平 成 29 年 度				比 較			
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$		
							(%)		
2 事業税	41,866	43,624	43,397	△	7	43,390	1,524	103.6	
ア 個人	1,991	2,114	2,030		-	2,030	39	102.0	
イ 法人	39,875	41,510	41,367	△	7	41,360	1,485	103.7	
3 地方消費税	48,529	45,993	45,993		-	45,993	△ 2,536	94.8	
ア 譲渡割	34,539	33,374	33,374		-	33,374	△ 1,165	96.6	
イ 貨物割	13,990	12,619	12,619		-	12,619	△ 1,371	90.2	
4 不動産取得税	3,669	4,408	4,107		1	4,108	439	112.0	
5 道府県たばこ税	1,499	1,508	1,508		-	1,508	9	100.6	
6 ゴルフ場利用税	455	451	449		-	449	△ 6	98.7	
7 自動車取得税	1,075	1,319	1,319		-	1,319	244	122.7	
8 軽油引取税	9,245	9,437	9,310		-	9,310	65	100.7	
9 自動車税	15,248	15,499	15,174		-	15,174	△ 74	99.5	
10 鉱区税	3	3	3		-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	22	31	31		-	31	9	140.9	
道府県普通税計	180,461	183,243	179,735	△	7	179,728	△ 733	99.6	
II 目的税									
1 狩猟税	9	8	8		-	8	△ 1	88.9	
道府県目的税計	9	8	8		-	8	△ 1	88.9	
III 道府県税小計	180,470	183,251	179,743	△	7	179,736	△ 734	99.6	
IV 東日本大震災による減免等	△ 46	△ 67	△ 67		-	△ 67	△ 21	145.7	
V 道府県税計	180,424	183,184	179,676	△	7	179,669	△ 755	99.6	
B 市町村税									
I 普通税									
1 市町村民税	90,609	97,046	93,073	△	4	93,069	2,460	102.7	
ア 個人均等割	1,827	1,976	1,852		-	1,852	25	101.4	
イ 所得割	69,951	75,299	71,760		-	71,760	1,809	102.6	
ウ 法人均等割	4,006	4,184	4,065		-	4,065	59	101.5	
エ 法人税割	14,825	15,587	15,396	△	4	15,392	567	103.8	
2 固定資産税	88,156	94,437	89,844		-	89,844	1,688	101.9	
ア 土地	33,721	35,381	33,641		-	33,641	△ 80	99.8	
イ 家屋	37,450	40,622	38,490		-	38,490	1,040	102.8	
ウ 償却資産	16,086	17,547	16,826		-	16,826	740	104.6	
エ 交付金	899	887	887		-	887	△ 12	98.7	
3 軽自動車税	2,442	2,690	2,506		-	2,506	64	102.6	
4 市町村たばこ税	9,171	9,228	9,228		-	9,228	57	100.6	
5 鉱産税	20	21	21		-	21	1	105.0	
6 特別土地保有税	8	17	17		-	17	9	212.5	
市町村普通税計	190,406	203,439	194,689	△	4	194,685	4,279	102.2	

税 目	平成28年 度当初見 込額 (A)	平成29年 度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)		
II 目 的 税							
1 入 湯 税	220	233	223	-	223	3	101.4
2 事 業 所 税	3,612	3,685	3,666	-	3,666	54	101.5
3 都 市 計 画 税	12,492	13,181	12,575	-	12,575	83	100.7
4 水 利 地 益 税 等	0	0	0	-	0	0	-
市町村目的税計	16,324	17,099	16,464	-	16,464	140	100.9
III 市 町 村 税 小 計	206,730	220,538	211,153	△	211,149	4,419	102.1
IV 東日本大震災によ る減免等	△ 132	△ 155	△ 155	-	△ 155	△ 23	117.4
V 市 町 村 税 計	206,598	220,383	210,998	△	210,994	4,396	102.1

(注) 自動車取得税の現行法による収入見込額は、平成29年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額(243億円)を含めて計上している。これは、当該増収見込額が平成27年度以前の税制改正に起因して平成27年度から平成29年度にかけて追加的に発生した減収見込額(△297億円)に対応するものであることを勘案したものである。

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金(注1)、道府県民税所得割臨時交付金(注2)、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(注1) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、当分の間、個人住民税のうち退職所得の分離課税に係る所得割の税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付するもの。

(注2) 県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴い、平成30年度分個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、平成29年度の収入となる個人住民税及び平成30年度の収入となる個人住民税の一部の税源移譲相当額を指定都市所在道府県から指定都市へ交付するもの。

区 分	平成28年 度当初見 込額 (A)	平成29年 度				比 較	
		現行法に よる収入 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	平成28年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)		
道 府 県 税	150,710	152,116	△ 5,616	146,500	△ 4,210	97.2	
市 町 村 税	236,312	238,558	5,605	244,163	7,851	103.3	
合 計	387,022	390,674	△ 11	390,663	3,641	100.9	

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は39兆1,383億円である。

附 表 平成29年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	1		1
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の見直し等	1		1
合 計	1	0	1
国税の税制改正に伴うもの	△ 8	△ 4	△ 12
法人住民税	△ 1	△ 4	△ 5
法人事業税	△ 7		△ 7
再 計	△ 7	△ 4	△ 11

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の減収見込額は、初年度3億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	個 人	個 人
		1 均等割 (平成29年度課税見込人員62,054千人)	1 均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕
府	府	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額 又は課税山林所得金額(総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額から 雑損控除額、医療費控除額、社会保 険料控除額、小規模企業共済等掛金 控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡 夫)控除額、勤労学生控除額、配偶 者控除額、配偶者特別控除額、扶養 控除額及び基礎控除額を控除した金 額) (平成29年度課税標準見込額1,273,519 億円)	2 所得割 (イ)
		(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式 等に係る配当所得等、土地建物等の 譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に 係る譲渡所得等、上場株式等に係る 譲渡所得等及び先物取引に係る雑所 得等については、他の所得と区分し た上場株式等に係る課税配当所得等 の金額、課税長期譲渡所得金額、課 税短期譲渡所得金額、一般株式等に 係る課税譲渡所得等の金額、上場株 式等に係る課税譲渡所得等の金額又 は先物取引に係る課税雑所得等の金 額	(ロ) ・申告分離課税を選択した上場株式 等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 ただし、 〔長期譲渡所得が優良な住宅地 の供給と公的な土地取得に資す るものの譲渡に係るものである 場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金 額から2,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年 を超える居住用家屋及びその敷 地の譲渡(一定の居住用財産に 係る買換え(交換)の特例の適用 を受けるものを除く。)に係るも のである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金 額から6,000万円を控除した 金額の100分の2に相当する 金額との合計額 〕 ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 ただし、 〔国又は地方公共団体等に対す る土地等の譲渡に係る短期譲渡 所得の場合 100分の2 〕 ・一般株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の2 ・上場株式等に係る課税譲渡所得等 の金額 100分の2 ・先物取引に係る課税雑所得等の金 額 100分の2
県	民	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区 分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4
税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 通 県 税	普 通 税	事業 業 所 得 （事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除 年290万円	② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.4 年400万円超800万円以下 100分の5.1 年800万円超 100分の6.7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の6.7 2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入割 100分の0.9 制限税率 標準税率の1.2倍 ただし、1(1)の所得割については標準税率の2.0倍 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。） を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ 又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その 他の医業に類する事業及び装蹄師業を 行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費 税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額
	不 動 産 取 得 税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
	道 府 県 税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 動 車 税	ご利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
		自動車取得税	一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の2 上記以外の自動車 100分の3
		軽引取油税	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円
		自動車の台数	標準税率 1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 7,500円 1 リットル超 8,500円 1.5リットル以下 9,500円 1.5リットル超 13,800円 2 リットル以下 15,700円 2 リットル超 17,900円 2.5リットル以下 20,500円 2.5リットル超 23,600円 3 リットル以下 27,200円 3 リットル超 40,700円 3.5リットル以下 29,500円 3.5リットル超 34,500円 4 リットル以下 39,500円 4 リットル超 45,000円 4.5リットル以下 51,000円 4.5リットル超 58,000円 5 リットル以下 66,500円 5 リットル超 76,500円 5.5リットル以下 88,000円 5.5リットル超 111,000円 自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 29,500円 1 リットル超 34,500円 1.5リットル以下 39,500円 1.5リットル超 45,000円 2 リットル以下 51,000円 2 リットル超 58,000円 2.5リットル以下 66,500円 2.5リットル超 76,500円 3 リットル以下 88,000円 3 リットル超 111,000円 3.5リットル以下 111,000円 3.5リットル超 111,000円 4 リットル以下 111,000円 4 リットル超 111,000円 4.5リットル以下 111,000円 4.5リットル超 111,000円 5 リットル以下 111,000円 5 リットル超 111,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 6,500円 1 トン超 2 トン以下 9,000円 2 トン超 3 トン以下 12,000円 3 トン超 4 トン以下 15,000円 4 トン超 5 トン以下 18,500円 5 トン超 6 トン以下 22,000円 6 トン超 7 トン以下 25,500円 7 トン超 8 トン以下 29,500円 8 トン超 29,500円 に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700円を加算した額
			自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 8,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 4 トン超 5 トン以下 25,500円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300円を加算した額
府	通	車	けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額 15,100円 自家用 小型自動車 年額 10,200円 普通自動車 年額 20,600円
			被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800円を加算した額（年額） 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額 10,200円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100円を加算した額（年額）
県	税	税	※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円 4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
			鉦 区 税	一定税率 1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
			固 定 資 産 税 （ 特 例 分 等 ）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額 標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩猟者の登録	一定税率
			<ul style="list-style-type: none"> 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする <ul style="list-style-type: none"> ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
府	的	税	
県	税		
税			

9 県税の税率等の推移

<県民税>

		昭和29年度	30	31	32	33	34	37	40	41	42	45	49	50
県民税	個人	創設												
	均等割	100円			500円 ただし、所得が 24万円未満 100円 24万円以上35万円未満 300円		100円							
	所得割	所得税額の5%		5.5%	6%		7.5%		8%	150万円以下 2% 150万円超 4%				
	法人	創設												
	均等割	600円			3,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1,000円 50万円以上350万円未満 2,000円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの 1,000円		2,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 1,000円 50万円以上350万円未満 1,500円 法人でない社団又は財団で代表者の定めのあるもの 1,000円	600円			資本金が 1,000万円超 1,000円 上記以外 600円			
	法人税割	法人税額の5% (昭和49年まで標準税率適用)	5.4%							5.5%	5.8%		5.6%	5.2%
利子割														

		51	52	53	55	56	58	59
県民税	個人							
	均等割	300円				500円		
	所得割							
	法人							
均等割	資本の金額又は出資金額が 1億円超 6,000円 1千万円超1億円以下 3,000円 1千万円以下 1,800円	資本の金額又は出資金額が 1億円超 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 1千万円以下 2,000円	資本の金額又は出資金額が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円		資本等の金額(資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額)が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円	資本等の金額が 50億円超 300,000円 10億円超50億円以下 200,000円 1億円超10億円以下 40,000円 1千万円超1億円以下 12,000円 上記以外 4,000円	資本等の金額が 50億円超 750,000円 10億円超50億円以下 500,000円 1億円超10億円以下 100,000円 1千万円超1億円以下 30,000円 上記以外 10,000円	
法人税割					資本の金額又は出資金額が 1億円超 6.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 6.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% (標準税率：5.0%)			
利子割								

		60	63	平成元年度	3	6	7	8	11	15	18
県民税	個人								定率減税の導入（市町村民税とあわせて15%相当額（4万円上限）を控除）	【配当割の創設】 【株式等譲渡所得割の創設】	定率減税の縮減 （15%控除→7.5%控除（2万円上限））
	均等割	700円						1,000円			
	所得割		130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	500万円以下 2% 500万円超 4%	550万円以下 2% 550万円超 4%		700万円以下 2% 700万円超 4%				
	法人										
	均等割					資本金等の額が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円					資本金等の額（法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円
法人税割			資本金の額又は出資金額が 1億円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% （標準税率：5.0%）								
利子割		創設									

		19	20	24	26
県民税	個人	【所得税から税源移譲】 定率減税の廃止	【長野県森林づくり県民税の創設】 （均等割に500円上乘せ） 【ふるさと納税制度の創設】	年少扶養控除（0-15歳）の廃止 特定扶養控除（16-18歳）の上乗せ分の廃止	防災施策の財源確保のため、均等割の標準税率に500円加算（平成35年度まで）
	均等割		1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）		2,000円（長野県森林づくり県民税・防災財源確保措置含む）
	所得割	所得金額にかかわらず4% （市町村民税6%）			
	法人		【長野県森林づくり県民税の創設】 （資本金等の額に応じて均等割額に5%上乘せ）		【地方法人税（国税）の創設】 （法人税割の税率を1.8%引下げ）
	均等割		資本金等の額が 1千万円以下等 21,000円 1千万円超1億円以下 52,500円 1億円超10億円以下 136,500円 10億円超50億円以下 567,000円 50億円超 840,000円 （長野県森林づくり県民税を含む）		
法人税割			資本金の額又は出資金額が 1億円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 3.2% （標準税率：3.2%）		
利子割					

< 事業税（税率） >

	昭和25年度	28	29	32	34	37	39	49	平成元年度
個人	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	第1種業務のうち助産婦業等 4%	特別所得税が事業税の第3種事業とされた 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% (うち助産婦業等 4%)	第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
法人	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人（所得課税） 50万円以下 10% 50万円超 12% 清算所得 12% 収入金額課税 1.5%	普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 350万円超700万円以下 9% 700万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8%	特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 9%

	10	11	16	20	22	26
個人						
法人	普通法人 400万円以下 5.6% 400万円超800万円以下 8.4% 800万円超 11% 清算所得 11% 特別法人 400万円以下 5.6% 400万円超 7.5% 清算所得 7.5%	普通法人 400万円以下 5% 400万円超800万円以下 7.3% 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 7.9%	【資本金1億円超の普通法人に対し、外形標準課税の導入】 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 400万円超800万円以下 5.5% 800万円超 7.2%	【地方法人特別税の創設に伴う税率の引下げ】 ※H20. 10. 1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 2.7% 400万円超800万円以下 4.0% 800万円超 5.3% 清算所得 5.3% 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超 3.6% 清算所得 3.6% 外形標準課税対象法人（所得割） 400万円以下 1.5% 400万円超800万円以下 2.2% 800万円超 2.9%	(H22. 10. 1～) 清算所得課税の廃止	【地方法人特別税の縮小に伴う税率の引上げ】 ※H26. 10. 1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 清算所得 6.7% 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超800万円以下 4.6% 清算所得 4.6% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 2.2% 400万円超800万円以下 3.2% 800万円超 4.3%
		収入金額課税法人 1.3%		収入金額課税法人 0.7%		収入金額課税法人 0.9%

<事業税（税率）>

	27	28
個人		
法人	<p>【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】</p> <p>付加価値割 0.72%</p> <p>資本割 0.3%</p> <p>所得割</p> <p>400万円以下 1.6%</p> <p>400万円超800万円以下 2.3%</p> <p>800万円超 3.1%</p>	<p>【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割</p> <p>400万円以下 0.3%</p> <p>400万円超800万円以下 0.5%</p> <p>800万円超 0.7%</p>

<法人事業税（分割基準）>

	昭和26年度	29	37	42	45	47	57	平成元年度	17	
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2を事務所数 他の1/2を従業者数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業の追加	1/2を事務所数 他の1/2を従業者数	
運輸業・通信業 卸売・小売業・サービス業等										本社管理部門の従業者数1/2措置の廃止
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2						資本金1億円以上の法人の工場の従業者数について1.5倍	本社管理部門の従業者数1/2措置の廃止
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル								
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額								
電気供給業						1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額			

<その他の税目>

	昭和25年度	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39
不動産取得税			創設 税率3%			5%	3%					
県たばこ税 (県たばこ消費税)			県たばこ消費税 の創設 税率115分の5		8%					9%		
自動車税	普通自動車・小型自動車 (二輪車・軽自動車含む) に対して課税						二輪小型自動車・軽自動車を市町村税の課税客体とした					
(☆税率の一例)	☆小型自動車(四輪車・自家用) 4,500円	☆7,200円	☆16,000円							☆小型四輪車(乗用車・自家用・1ℓ以下) 12,000円		
自動車取得税						法定外普通税として自動車取得税を課税 【例】乗用車(自家用) 1%	【例】乗用車(自家用) 0.5%	廃止				
軽油引取税					創設 6,000円/kℓ	8,000円/kℓ		10,400円/kℓ	12,500円/kℓ			15,000円/kℓ
その他			入場税を国税に移譲し、娯楽施設利用税を創設	固定資産税に係る大規模償却資産に対する特例を創設(1.4%)					遊興飲食税を料理飲食等消費税に名称変更		狩猟者税の廃止 狩猟免許税・入猟税(目的税)の創設	

	40	42	43	49	51	54	56	59	61	平成元年度
不動産取得税							税率4% S56.7.1からS61.6.30までの住宅取得は3% S56.7.1からS61.6.30までの住宅用地の取得は、税額から4分の1相当額を減額		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H元.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H4.6.30まで延長
県たばこ税 (県たばこ消費税)		10.3%							(S60～) 従価割 8.1% 従量割 200円/千本 (S61～) 従量割につき、160円/千本を加算	県たばこ税に名称変更し、従価割を廃止 紙巻たばこ 1,129円/千本 旧3級品 536円/千本
自動車税										普通自動車と小型自動車との車種区分を廃止
(☆税率の一例)	☆小型自動車(四輪車・自家用・1ℓ以下) 18,000円				☆四輪以上の小型自動車(自家用・1ℓ以下) 23,500円	☆25,500円		☆29,500円		☆乗用車(自家用・1ℓ以下) 29,500円
自動車取得税			自動車取得税(目的税)の創設 3%	暫定税率の適用 自家用自動車 軽自動車以外のもの 5%						
軽油引取税					暫定税率の適用 19,500円/kℓ (本則税率15,000円/kℓ)	暫定税率の適用 24,300円/kℓ (本則税率15,000円/kℓ)				
その他							狩猟免許税を狩猟者登録税に名称変更			消費税(国税)の創設に伴う間接税目の整理 (娯楽施設利用税をゴルフ場利用税に名称変更) (料理飲食等消費税を特別地方消費税に名称変更)

	4	5	7	9	10	11	12	13	14	15	16
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H7. 6. 30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H10. 6. 30まで延長		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13. 6. 30まで延長			住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H16. 6. 30まで延長		税率4% H15. 4. 1からH18. 3. 31までに行われた不動産（住宅、住宅以外の家屋、土地）の取得は3%	
県たばこ税				紙巻たばこ 692円/千本 旧3級品 329円/千本		紙巻たばこ 868円/千本 旧3級品 413円/千本				紙巻たばこ 969円/千本 旧3級品 461円/千本	
自動車税									グリーン化特例 （軽課・重課）の 創設		
（☆税率の一例）											
自動車取得税											
軽油引取税		暫定税率の適用 32,100円/kℓ （本則税率15,000円/kℓ）									
その他				【地方消費税の創設】 （消費税（国税）4%、地方消費税1%）			特別地方消費税の廃止			<当県独自> 【創業5年以内のNPO法人に対する減免制度の創設】 （法人県民税均等割）	狩猟税（目的税）の創設 狩猟者登録税・入猟税の廃止

	17	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29
不動産取得税		税率4% 住宅及び土地に係る税率の特例措置(3%)をH21. 3. 31まで延長 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置として、H18. 4. 1からH20. 3. 31までの2年間に限り3.5%		住宅以外の家屋に係る税率の特例措置の廃止（標準税率4%を適用）	住宅及び土地に係る税率の特例措置をH24. 3. 31まで延長		住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H27. 3. 31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、H30. 3. 31まで延長		
県たばこ税		紙巻たばこ 1,074円/千本 旧3級品 511円/千本				紙巻たばこ 1,504円/千本 旧3級品 716円/千本		紙巻たばこ 860円/千本 旧3級品 411円/千本			旧3級品 481円/千本	旧3級品 551円/千本
自動車税												
（☆税率の一例）												
自動車取得税				暫定税率失効に伴い、 H20. 4月 3% H20. 5月以降 5%	一般財源化 （普通税）	暫定税率の廃止 （適用税率は5%）			税率の引下げ 営業用自動車 2% 及び軽自動車 3% 自家用自動車 3%			
軽油引取税				暫定税率失効に伴い、 H20. 4月 15,000円/kℓ H20. 5月以降 32,100円/kℓ	一般財源化 （普通税）	暫定税率の廃止 （適用税率は32,100円/kℓ）						
その他	<当県独自> 【信州ものづくり産業投資応援減税の創設】 （不動産取得税）	<当県独自> 【創業等応援減税の創設】 （事業税/H18・19年度の自動車税）	<当県独自> 【消防団活動応援減税を創設】 （事業税）						消費税率の引上げ 消費税（国税）6.3% 地方消費税1.7%	狩猟税に係る軽減措置の拡充 ・対象鳥獣捕獲員 → 非課税 ・認定鳥獣捕獲等事業者 → 非課税 ・有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲従事者 → 税率1/2		

10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移

1 平成28年度 受付実績

ふるさと納税分（個人）	22,464 件	291,839,179 円
法人・団体からの寄付	11 件	9,259,419 円
寄付金合計	22,475 件	301,098,598 円

2 使途の希望（平成28年度分）

希望する使途	件数	金額（円）
子どもの希望を実現できる学びの場の提供	3,167	36,355,000
多様な人材の移住を支援	435	5,250,000
信州農畜水産物の活用拡大	902	10,439,000
信州の木自給圏の構築	565	6,490,000
世界水準の山岳高原観光地づくり	688	8,280,000
山岳遭難防止対策の充実	372	6,080,000
豊かな自然環境の保全	1,268	15,507,419
生命・財産・暮らしを守りぬく防災体制の向上	385	4,860,000
その他	117	32,250,611
希望なし（県に一任）	14,576	175,586,568
計	22,475	301,098,598

3 受付実績の推移

区分	個人		法人・団体		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H19年度	5	1,135,000	0	0	5	1,135,000
H20年度	135	4,863,227	2	419,773	137	5,283,000
H21年度	36	1,786,000	5	2,977,816	41	4,763,816
H22年度	19	3,544,000	21	3,023,229	40	6,567,229
H23年度	39	2,158,000	14	5,197,511	53	7,355,511
H24年度	403	10,535,000	21	7,772,126	424	18,307,126
H25年度	3,470	43,811,360	30	23,533,047	3,500	67,344,407
H26年度	6,173	72,255,720	32	15,339,381	6,205	87,595,101
H27年度	12,407	142,784,745	21	10,843,908	12,428	153,628,653
H28年度	22,464	291,839,179	11	9,259,419	22,475	301,098,598
累計	45,151	574,712,231	157	78,366,210	45,308	653,078,441

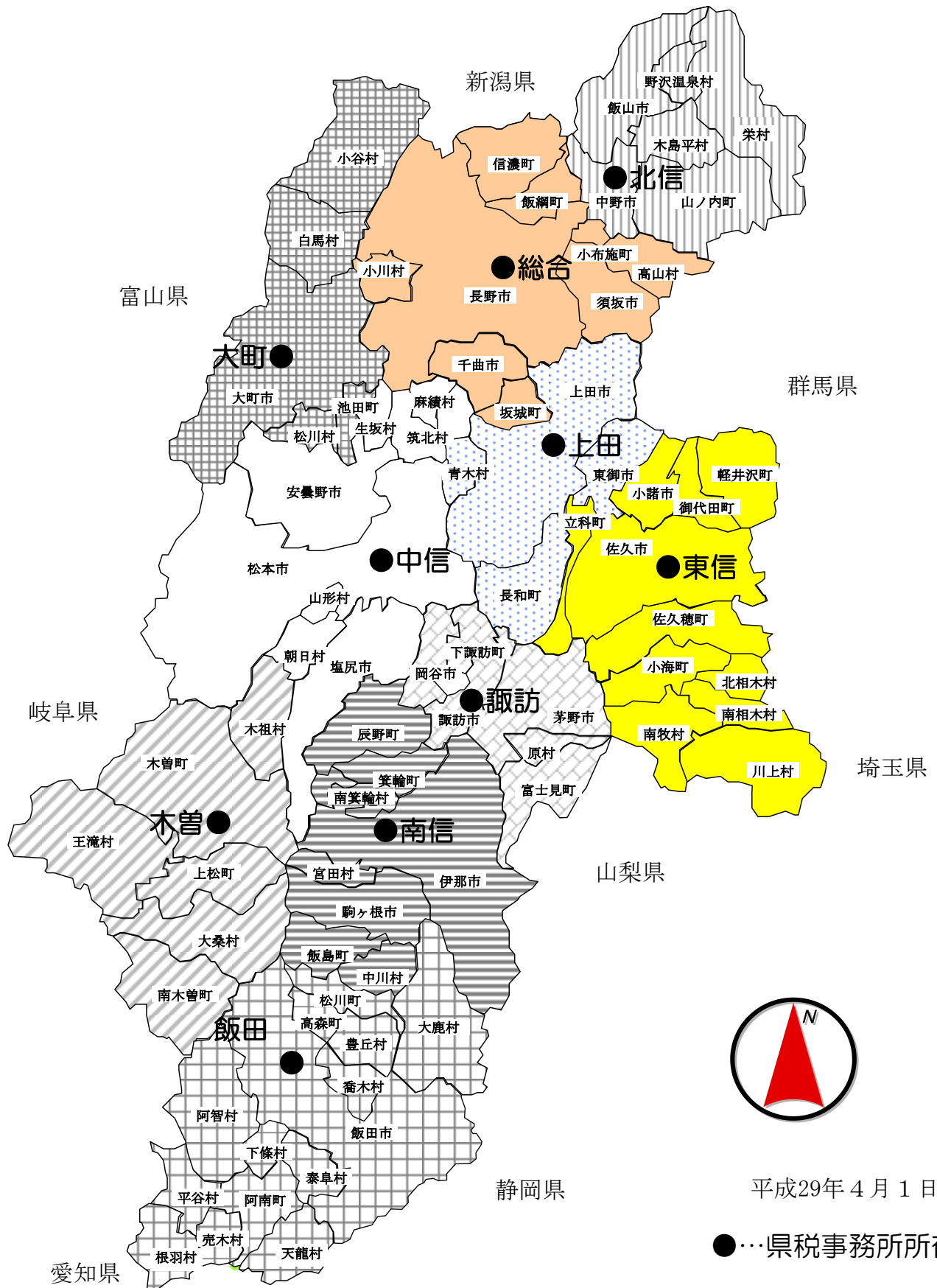
※取扱開始 H20.11

11 県税事務所管轄区域の状況

所 名	所 在 地	管轄区域	市町村数 (H27. 4. 1現在)				管轄面積 (k m ²)	人口総数 (人)	世帯数 (世帯)
			市	町	村	計			
東信県税事務所	〒385-8533 * 佐久市跡部65-1 (0267)63-3111 (代表)	小 諸 市 佐 久 市 南佐久郡 北佐久郡	2	5	4	11	1,571.18	206,259	81,123
東信県税事務所 上 田 事 務 所	〒386-8555 * 上田市材木町1-2-6 (0268)23-1260 (代表)	上 田 市 東 御 市 小 県 郡	2	1	1	4	905.37	195,903	78,345
南信県税事務所 諏 訪 事 務 所	〒392-8601 * 諏訪市上川1-1644-10 (0266)53-6000 (代表)	岡 谷 市 諏 訪 市 茅 野 市 諏 訪 郡	3	2	1	6	715.75	196,302	78,385
南信県税事務所	〒396-8666 * 伊那市荒井3497 (0265)78-2111 (代表)	伊 那 市 駒ヶ根市 上伊那郡	2	3	3	8	1,348.40	182,460	70,361
南信県税事務所 飯 田 事 務 所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 (0265)23-1111 (代表)	飯 田 市 下伊那郡	1	3	10	14	1,928.89	159,686	58,086
中信県税事務所 木 曾 事 務 所	〒397-8550 * 木曾郡木曾町福島2757-1 (0264)24-2211 (代表)	木 曾 郡	—	3	3	6	1,546.15	27,399	11,290
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 (0263)47-7800 (代表)	松 本 市 塩 尻 市 安曇野市 東筑摩郡	3	—	5	8	1,868.74	425,383	170,710
中信県税事務所 大 町 事 務 所	〒398-8602 * 大町市大町1058-2 (0261)22-5111 (代表)	大 町 市 北安曇郡	1	1	3	5	1,109.65	58,663	22,715
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (026)233-5151 (代表)	長 野 市 須 坂 市 千 曲 市 埴 科 郡 上高井郡 上水内郡	3	4	2	9	1,558.00	538,159	211,176
総合県税事務所 北 信 事 務 所	〒383-8515 * 中野市大字壁田955 (0269)22-3111 (代表)	中 野 市 飯 山 市 下高井郡 下水内郡	2	1	3	6	1,009.45	85,908	30,761
県 庁	〒380-8570 * 長野市大字南長野字幅下692-2 (026)232-0111 (代表)								
	県 計		19	23	35	77	13,561.56	2,076,122	812,952

- (注) 1 人口総数・世帯数は、毎月人口異動調査(H29. 4. 1現在)資料による(推計値を含む。)
 2 人口総数の県計は、県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間異動のみを加減して算出しているため、市町村間の移動を加減して算出している地方事務所管轄区域別人口総数とは、一致しない。
 3 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(H28. 10. 1現在)による。
 4 管轄面積は端数処理のため県計と内訳が一致しない場合がある。
 5 郵便番号の後ろに*の表示のある所については、専用郵便番号であり、住所記載は不要

12 県税事務所管轄区域図



平成29年4月1日現在

●…県税事務所所在地